

「大清国籍条例」の制定・施行と日本

閩 立

はじめに

清朝の海外移民は1868年のバーリンゲーム条約（蒲安臣条約）によって公認された。それ以前からも福建省や広東省などの地域から海外への移民は絶えなかったが、この条約によって法的保障が得られたため、移民が一層進展した。また、同時期に列強国によって植民地化された東南アジア開発が急速に進み、それとともに中国人の東南アジアへの移民が急増した。やがて移民の帰属問題、つまり国籍問題をめぐって清国の在外使節と移民の所在国との間で様々な交渉が行われていった。

一方、中国国内開港場の租界では、不平等条約に規定されていた領事裁判権の庇護を受けるために外国籍を取得する中国人が増加した。これがいわゆる「假冒籍民」（偽装籍民）である。この人たちは外国籍を持ちながら中国国内に居住し、領事裁判権を利用して中国の現地官民と様々なトラブルを引き起こしていた。

これらの問題を解決するために20世紀初頭から清国の在外使節および国内の地方官僚は、国籍に関する規定を制定しようと清朝政府に提案した。国籍条例の制定から公布まで、清朝朝廷から4回わたって旨を下し、1909年3月28日に中国最初の国籍法である「大清国籍条例」が公布された。

従来の研究では、「大清国籍条例」の制定と施行について、清朝政府の華僑保護政策、華僑の帰属意識、および清国オランダ領インドネシア（以下「蘭印」）領事設立の文脈から注目されてきた¹⁾。しかし、「大清国籍条例」の制定過程の全貌、及びその制定・施行に

1) 中国語の論文は下記の通りである。袁丁「光緒初年中蘭關於華僑国籍の交渉」『華僑華人歴史研究』1988年第3期。「『大清国籍条例』：中国第一部国籍法の産生」『八桂僑史』1992年第4期。「晚清僑務與中外交渉」西北大学出版社，1994年。李貴連「晚清『国籍法』與『国籍条例』」『法学研究』1990年第5期。余定邦「1905-1911年間清朝官員在東南亞的活動」『中山大學學報（社科版）』2002年第3期。張靜，尹朝暉「晚清国籍法之由来及影響探析」『柳州師專學報』2002年9月第17卷，第3期。許小青「晚清国人的民族国家認同及其困境——以国籍問題為中心」『華僑華人歴史研究』2003年第2期。「清季国籍問題與民族国家身份認同」『天津社会科学』2003年第5期。「晚清改籍問題的社會史考察」『浙江學刊』2003年第6期。邱建章「論晚清政府国籍法的制定及其影响」『河南大學學報（社会科学版）』2004年5月第44卷，第3期。齊凱君，權赫秀「近代中国政府處理華僑国籍問題的法制化過程」『華僑華人歴史研究』2009年第2期。嚴海玉「中国歷史上第一部成文国籍法——紀念『大清国籍条例』頒布100周年」『中央民族大学學報（哲学社会科学版）』2010年第4期。繆昌武，陸勇「『大清国籍条例』與近代“中国”觀念的重塑」『南京社会科学』2012年第4期。日本

あたっての日本との関係については十分論じられていない。本稿では諸先行研究を踏まえ、台北の中央研究院近代史研究所档案館と日本の外務省外交史料館の資料を利用して、「大清国籍条例」の制定過程を整理し、その過程および施行における日本との関わりを明らかにする。

一．国籍条例の制定背景

1. 在外中国人の国籍問題

光緒三十二年閏四月十六日（1906年6月7日）に長崎県知事の荒川義太郎が清国駐長崎領事鄒振清に照会を送り、在日中国人の国籍変更のことについて尋ねた。内容は長崎に居住している陳世望など八名の清国商人が日本籍に変更する申請をしたが、変更後に清国籍を喪失するかどうかという内容の照会文であった。

荒川の照会をうけて長崎の領事は四月十八日（6月9日）に「本国の法律によると、もし我が国の商人が他国の国籍に入籍したい場合、まず領事に本籍の住所などを提示する。領事はその本籍地の地方官僚に書類を出し、申請者が訴訟や財産紛争などの有無があるかどうかを調べてもらう。問題がなければ出籍（除籍）を認める。出籍した後に他国の籍に入籍できる」と返事した²⁾。

長崎領事の返事を読んで荒川知事は再び確認の照会文を送った。以前清国外務部の説明によると、清国臣民が外国籍に入籍することに関する規定はなく、自由に国籍を変更できるようであったが、長崎領事はまず本国の国籍を出籍してから外国に入籍するという手続きの規定を明記したため、もしそういった規定があれば以前の方法は変更するかとの質問であった³⁾。

この質問に対して長崎の領事は次のように返事をした。「中国人が外国籍に入籍する場合、もし本国で申請しなかったら外国人として認められない。したがって出籍と入籍に関する特別な規定はない」と説明し、陳世望ら8人の件に関して「本人の意志に従う」と答えた⁴⁾。結局、長崎領事が最初の返事に記した国籍変更の手続きは中国本土にいる中国人を対象にしたもので、外国在住の中国人の国籍変更に関しては規定がなかったのである。

七月十八日（9月6日）に清国駐日公使の楊枢が外務部に上記のやりとりを報告した。彼は「中国は国籍についての規定がないため、商人が外国籍へ入籍する場合、一定の規則

語の論文は下記の通りである。白石隆「ジャワの華僑運動1900～1918——『複合社会』の形成（1）」『東南アジア』第2号、1972年。貞好康志「蘭領期インドネシア華人の多重『国籍』と法的地位の実相」『近代』第96号、2006年。川島真『中国近代外交の形成』99～106頁、名古屋大学出版会、2004年。箱田恵子『外交官の誕生——近代中国の対外態勢の変容と在外公館』255～273頁、名古屋大学出版会、2012年。

- 2) 「清国臣民カ外国ニ帰化セントスル場合ニ同国政府ノ取扱ニ関スル件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵 3-9-5-7
- 3) 「華商願入日籍辦法一案抄送往來文可否諮商修訂法律大臣著為定律由」中央研究院近代史研究所档案館蔵，档案番号02-21-015-01-002（以下「档案番号」）
- 4) 同上

に従って対応できない。また、外国側に質問されると答えられない。したがって各地域の対応は統一できないし、前後矛盾の生じる場合もある。我が国が法律を定めようとするこの時期、外務部が中国人の外国籍に入る方法を決めて、それを修訂法律大臣の審査を経て正式な規定として施行させよう」と提案した⁵⁾。つまり、在外中国人の国籍変更について明確な規定がないため、駐外使節はいつも受け身の状況下に置かれていた。こういった問題を解決するために楊枢は国内で様々な法律を編纂するこの時期を利用し、外務部に在外中国人の国籍変更についての規定を定めることを申し入れた。

楊枢が利用したいこの時とは、いわゆる「清末新政」であった。20世紀初頭から清朝政府は予備立憲のための様々な法律を編纂し、近代的な法律制度を導入しようとしていた時期だったのである。法律の制定と審議の機構として修訂法律館（1904年）と憲政編查館（1907年）が設立され、修訂法律大臣という役職が設けられた。

外務部は上述した楊枢の提案を修訂法律大臣の沈家本に伝えたが、しかしその内容は「我が国が法律を定めようとするこの時期、修訂法律大臣が中国人の外国籍に入る方法を決めて、正式な規定として施行させよう」というように「外務部」から「修訂法律大臣」に変えた⁶⁾。外務部にしてみれば法律を定めることは修訂法律大臣に委ねるのが妥当だったからであろう。

ほぼ同時期にアメリカにいる中国人の財産問題をめぐって在北京のアメリカ公使ロックヒル（William Woodville Rockhill）が外務部へ照会を送り、「中国の法律の中で国籍に関する規定があるか」として、国籍に関連する質問を6つ出した⁷⁾。

外務部が沈家本に尋ねたところ、「国籍に関しては中国の法律に明文規定はない。修訂法律館の館員に各国の国籍法を調べてもらい慎重に国籍の規定を定めるべきである。しかし、重要なことなので早急に仕上げることはできないだろう」という返事が返ってきた⁸⁾。つまり、修訂法律大臣は国籍法の制定に賛成する意を示したが、すぐには作成できないと判断したのである。

こうして在外中国人が国籍に関する問題が生じた場合、中国側は根拠となる国籍に関する規定がないため、在外使節と外務部は対外に統一的な対応策が取れなかった。国籍規定の制定案は提出されたが、外務部の修訂法律大臣沈家本に委ねる傾向が見られた。一方、沈家本は国籍法の制定に反対していないが、時間がかかると強調したのである。

2. 「假冒籍民」の問題

既述したように、19世紀後半から中国の開港場で「外国人」に与えられる領事裁判権などの庇護を受けるために、非合法的に「外国人」の身分を取得した中国人が増えてきた。こういった「假冒籍民」の籍は当初イギリス籍、スペイン籍、ポルトガル籍、フランス籍

5) 同上

6) 「諮法律大臣華人改入外国籍辦法準楊使來函酌後由」档案番号02-21-015-01-003

7) 「咨法律大臣美使詢出外籍律例六事查照核復由」档案番号02-21-015-01-001

8) 「国籍出入俟考查明晰詳慎訂定再行諮呈以憑轉復美使由」档案番号02-21-015-01-006

が多かったが⁹⁾、下関条約の締結後、日本国属民である「台湾籍民」の取得が多発するようになった¹⁰⁾。

下関条約（1895年5月8日批准交換）の第五条に「日本国へ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ、右割與セラレル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為メ本約批准交換ノ日ヨリ二個年間ヲ猶予スヘシ、但シ右年限ノ満チタルトキハ、未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国臣民ト視為スコトアルヘシ」と規定されている¹¹⁾。つまり1897年5月8日までは自由にその所有不動産を売却し割讓地域を退去することができるが、年限を超えて在留する者は日本国の都合により日本国属民となる。そこで、福州と厦門では台湾籍を求め、条約上の權益をはかろうとする「假冒籍民」が増えてきた。その後、非法的に台湾籍へ改籍する人が福州や厦門から内陸地域へ拡大していた。こういった「假冒籍民」問題に対して、地方の督撫は対策を立てた。

光緒三十三年十月十七日（1907年11月22日）に閩浙総督松壽は福建地域の住民の中にみだりに「台湾籍」へ改籍する人が増えていることを上奏した。上奏文は、

台湾は他の国に属するようになって以来、福建省の住民はみだりに日本台湾籍に変えた。その後、引き続き内地で雑居しいろんな事を生じた。（中略）以前、日本台湾籍に改めたのは福州と厦門の人が多かったが、現在は漳州や泉州などの地域でも改籍した人はたくさんいる。イギリス籍やフランス籍やスペイン籍に改めた人も少なくない。普段、内地で中国人と利益を争い、問題が起こったら条約に頼り地方官僚と戦い、外国の保護に托す。籍は混じって、調べることはできない。最近、各省の籍民の案例はまた多発しており、もし早く取り締まりをしなかったら国権に多くの害がある¹²⁾。

というように現状の深刻さが述べられている。

最初は福州と厦門という開港場での改籍は多く行われていたが、次第に内地まで広がっていた。彼らは外国籍に改めても内地で雑居し、問題が起こったら外国領事裁判権の庇護を受けて清国からの制裁を免れた。清国の地方官僚は「假冒籍民」が清国の国権を侵害していると認識していた。

9) 厦門における英籍華人の問題について、村上衛「清末厦門における英籍華人問題」（森時彦編『20世紀中国のシステム』143～186頁、京都大学人文科学研究所、2009年）を参照。

10) 「台湾籍民」について研究は以下の論文を参照できる。中村孝志『「台湾籍民」をめぐる諸問題』『東南アジア研究』18巻3号、1980年12月。栗原純『「台湾総督府公文類纂」にみる台湾籍民と旅券問題』『東京女子大学比較文化研究所紀要』63、2002年。遠藤正敬「台湾籍民をめぐる日本政府の国籍政策の出立——二重国籍問題と清国国籍法への対応を中心として——」『早稲田政治経済学雑誌』376、2009年12月。同『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010年。

11) 外務省編『日本外交年表並主要文書（上）』原書房、1965年

12) 「松壽奏嚴定人民移籍限定一片奉朱批該部議奏欽此」档案番号02-21-015-02-010

また、閩浙総督松壽は「欧米諸国の国籍法を調べたところ、臣民の移籍に関する規定は尤も厳密で、厳しく限定されている。政府の許可がなければ他国の籍に勝手に入ることはいできない」というように欧米の国籍法の特徴を述べ、移籍に関する厳しさを強調した¹³⁾。

最後に、松壽は「法律を修訂するこの時期、外務部、民政部に旨を下し、中国と西洋の法律を参考にし、国籍条例を明確に定めて、早く実施させる。出籍に関する規定は厳しくし、管轄の権利を重んじる。中国と外国は根柢になる法律があれば大局の混乱を心配する必要はないだろう」と提案した¹⁴⁾。

松壽は福建方面の住民がみだりに日本籍などの外国籍へ改籍する害を指摘し、清朝政府に諸外国の国籍法を参考にし、改籍に関する条例を厳しく制定するべきであると主張した。松壽の提案を受けて清朝政府は該当する部署が議論しその結果を上奏しようという旨を下した¹⁵⁾。こうして、外務部は国籍条例の制定に取り組むようになった。

清朝政府はこの時点で主に「假冒籍民」を問題視し、国籍条例の施行によって不法の改籍を取り締まろうとした。国籍条例の狙いが自国民の外国籍への流出抑制にあることがうかがえる。

3. 華僑の帰属問題

光緒三十四年二月二十日（1908年3月22日）、在フランス清国公使の劉式訓が上奏し、四点に分けて国籍法の重要性を強調した。

その一、主権の問題。「各開港場に租界がたくさん設けられているが、そこに良民と悪民がいる。狡猾な奴らは外国領事館で入籍を申し込んで、外国の保護を受ける。一旦、彼らが罪を犯したら、領事は強引に干渉し、領事裁判権を享受させる。このようなことはすでにたくさんある。もし領事の所在地ですべてこのようになったら主権の侵害はとどまらないだろう」と述べた¹⁶⁾。上述した松壽の意見とほぼ同じで、劉式訓はこういった不良民の改籍によって清朝の国権が侵害されつつあることを懸念していた。

その二、現行条約に抵触する問題。改籍後の華人は華人の服を着て華人の習慣に従い、一般庶民との違いはない。「もしこの人たちが内地で不動産を買ったり店を開いたりすれば地方官僚はどうやって発見し阻止できるだろう。条約では外国人が内地で財産を持つことは禁止されているが、こういった規定はすでに破られている。もし早く防がなければ、その災いは恐らく教民より酷い」というように注意を呼びかけた¹⁷⁾。つまり外国人を制限する様々な規定は中国人の改籍によって空文となる危険性が高いと警戒している。外国宣教師の保護を期待した中国教民の引き起こした問題よりこの条約に抵触する問題が深刻で

13) 同上

14) 同上

15) 同上

16) 「劉式訓奏請飭修律大臣会同外務部民政部法部妥定出入国籍条例摺奉朱批該衙門議奏欽此」档案番号02-21-015-03-001

17) 同上

あると強調していた。

その三、華僑の帰属問題。劉式訓は一点目と二点目の問題は将来的に治外法権の回収と内地開放によりいずれは解決する可能性があるが、三点目は実にもっとも重要であると考えていた。外国で属地主義の原則を中心とする国籍条例があることを説明したうえで、「現在、華僑は香港、シンガポール、サイゴン、南洋各地に居住しており、その数は数百万を超えている。彼らはみんな家を持って子孫代々そちらで生活している。もし彼らの所在国がわが国に国籍規定がないとわかって、条例を定めて華僑をすべて自分の国に入籍させたら我が国は何によって争うのか」というように¹⁸⁾、それまであまり注目されなかった華僑の帰属問題を取り上げた。

その四、権利と義務の問題。「現在立憲準備の段階だが、将来国民の水準が高くなるにしたがって、選挙や兵役などを行う。国民であれば外国にいても権利を享受し義務を尽すべきである。国籍条例を明確に定めなければ国民の範囲を決められない」と述べ¹⁹⁾、将来に立憲国家への建設のために国籍条例は欠かせないと強調していた。

上奏文の最後に、劉式訓は国籍条例が民法の基礎だと指摘し、「法律修訂大臣をはじめ外務部、民政部、法部は共同で入籍出籍条例を定めてから公布の上奏文を出す」という提案をした²⁰⁾。劉式訓は国内の住民のみならず華僑も国籍条例の施行対象となるべきであると主張し、国民の範囲を明確したのである。

劉式訓の上奏文を受けて清朝政府は再度、関連部署に国籍条例の制定を命令した²¹⁾。皇帝が半年足らずの間に二回にわたって旨を下したことは、清朝政府が国籍条例の重要性を認識したと言えよう。このように、清朝政府は国内外で国民を法的に画定しようとした。

二. 外務部の「速定」方針

上述したように、新政期間中に数多くの法律の修訂や新しい法律の編纂が行われているが、その責任者である修訂法律大臣の沈家本は編纂において「各国の法律を参考にし、とくに翻訳に重点を置く」と主張していた²²⁾。そこで光緒三十四年六月二日（1908年6月30日）沈家本は駐アメリカ公使の伍廷芳に各国の国籍法の購入を依頼した²³⁾。こうして国籍条例の制定は各国の国籍法の翻訳から本格的に開始された。

沈家本は以前外務部への書簡で国籍条例の制定に時間を要すると書いたが、しかし外務部は10月に「速定」の方針を定めた。

光緒三十四年九月十四日（1908年10月8日）、駐オランダ公使の陸徵祥は外務部へ一本

18) 同上

19) 同上

20) 同上

21) 同上

22) 「修訂法律大臣沈家本奏修訂法律情形併請歸併法部大理院会同辦理摺」故宮博物院檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』下冊，837頁，中華書局，1979年

23) 「請代發駐美伍大臣電由」檔案番号02-21-015-03-006

の電報を打って、オランダ政府の動きを報告した。その内容は「オランダ政府は今年国会の期間中に、南洋に永住する華僑をオランダ植民地籍に編入させる法律を作る予定である。代々蘭印に住んでいる華僑が多いので、もしこの法律が通れば我が国は即時数十万の華僑を失う。事は重大である。国籍法を早く制定することを上奏し、出籍の限定を厳しくする。これによって局面を救えるだろう」という報告であった²⁴⁾。つまり、オランダ政府は南洋にいる華僑を植民地籍に編入しようと考えていた。その対策として清国側は出籍を厳しく規定する国籍法を早く制定するしかない、陸徴祥は考えたのである。

また、同電報では、「蘭印での領事設立の件について、オランダ政府は新しい法律を定めてからまた検討しようと考えていた」との内容も記されていた²⁵⁾。つまり、オランダ政府は先に華僑の帰属を明確にしてから清朝政府の領事設立の要請に応じる方針であった。これに対して陸徴祥は後日の電報で「先に多数の民衆を犠牲にし、その後たとえ平等な領事設立の条約を結んでも、その利と害は相当しない」と意見を述べた²⁶⁾。いいかえれば、数十万華僑の帰属問題を最優先に解決するべきであり、ずっと難航している領事設立をむしろそのあとに回すのは清朝政府にとって有利であると理解した。

外務部は10月8日の陸徴祥の電報を受けたあと、すぐ修訂法律大臣沈家本に書簡を出した。その中で「今駐オランダ大臣の陸徴祥から電報があって、オランダ政府は華僑を入籍させる新しい法律を作るそうだ。そこで陸大臣は速やかに国籍法を制定しようと提案している。国籍条例は外交との関係が緊密であるので、その制定は至急しなければならない。貴大臣より迅速に人員を派遣し、外務部から派遣する人員と共同で草案を作成し、期限をつけて完成してから上奏しよう」と提案した²⁷⁾。

外務部の書簡を受け取って、10月17日、修訂法律館からすぐ下記の館員6名が選ばれた。章宗祥、章宗元、熊垓、陳籙、朱献文、馬德潤であった²⁸⁾。その三日後、さらに修訂法律館第二科の纂修であった曹汝霖が派遣された²⁹⁾。こうして、外務部の要請に応じて、修訂法律館は館員7名を派遣し、外務部と共同で草案を作成する作業を開始した。この7名はすべて海外留学の経験を持ち、そのうち法律専門の人が多かった³⁰⁾。さらに10月30日に沈家本は駐日公使の胡惟徳に日本司法省の国籍法に関する資料を集めて郵送してもらうこと

24) 「収駐和陸大臣致外務部電九月十四日」中国第一歴史档案館編『清代軍機処電報档匯編』第35冊、35頁、中国人民大学出版社、2005年

25) 同上

26) 「収駐和陸大臣致外務部電十月初六日」中国第一歴史档案館編『清代軍機処電報档匯編』第24冊、148頁、中国人民大学出版社、2005年

27) 「派章宗祥等六員会同妥擬国籍草案由」档案番号02-21-015-03-012

28) 同上

29) 「添派本館纂修曹汝霖会同妥擬国籍草案由」档案番号02-21-015-03-013

30) 章宗祥：東京帝国大学（法科）、のち明治大学へ編入。章宗元：（章宗祥の兄）カリフォルニア大学。陳籙：パリ法律大学。朱献文：東京帝国大学（法科）。馬德潤：ドイツ留学。曹汝霖：法政大学。（徐有春編『民国人物大辞典』河北人民出版社出版、1991年）熊垓：日本中央大学、帝国大学（吳炳守「民初梁启超中堅政治論與研究系知識分子の形成」『史林』2008年第3期）

を頼んだ³¹⁾。こうして、10月以降、外務部の主導によって国籍条例の制定は「速定」方針のもとで進められた。

一方、蘭印の華僑は、オランダ政府が新しい法律を作ることを新聞から知り、不安に駆られた。その頃、駐オランダ参贊の王広圻が南洋諸島を視察していたので、華僑らは彼に外務部の態度などについていろいろ尋ねた³²⁾。

十一月十三日（12月6日）に駐オランダ公使の陸徵祥は華僑の不安を取り除くために蘭印華僑の代表機構である中華商会へ書簡を出した。彼はまず「一国の国民は必ず一国の国籍を持ち、国籍の入籍と除籍に関して国家は必ず法律で規定する」と述べ、オランダ政府の決定について「我が国の憲政編查館および修訂法律大臣は国籍法を作成しているので、そのうち公布し、方法を明確に示してくれる」と書いて³³⁾、清朝政府は必ず対応する方法を考えて国籍の問題を解決すると強調した。

陸徵祥の書簡を受け取った華僑らは清朝政府に対する期待が一層高まって、早く国籍法を制定するよう、清朝政府に請願することにした。12月末にスラバヤで集会し、中国本国の農工商部と陸徵祥へ電報を送り、「速やかに領事の設立と血統主義による国籍法の制定」を要請した³⁴⁾。その後また農工商部、外務部、南洋大臣、両広総督、上海商務總會に書簡を提示し、同じことを要請した。

蘭印華僑の請願は外務部の「速成」方針に拍車をかけただけでなく、民間にも影響を与えた。当時の『外交報』や『東方雑誌』などの雑誌では国籍問題に関する文章がたくさん載せられるようになった³⁵⁾。

当初、外務部から見れば国籍条例のような法律制定は内政であり、上述したように駐日大臣楊枢の提案に対して最初から修訂法律大臣に委ねた傾向があった。しかし、陸徵祥の電報を受けてから外務部は国籍条例の制定が外交と緊密な関係を持つことを理解し、積極的に国籍条例の制定に参加するようになったのである。

三. 「大清国籍条例」の完成

宣統元年正月二十三日（1909年2月13日）に沈家本は外務部への書簡の中で「国籍条例の件について派遣された人員が共同で草案を既に作成している」と書いたが³⁶⁾、上奏の時期には言及しなかった。

二月八日（2月27日）に、農工商部尚書溥頤が上奏し、国籍条例草案の提出を督促する

31) 「請代発駐日本胡大臣電由」 档案番号02-21-015-03-015

32) 「詳陳爪哇各島情形請速定国籍由」 档案番号02-21-015-04-002

33) 「和属各埠僑商請頒国籍法抄録公議条規核辦見復由」 档案番号02-21-015-04-004

34) 「接巴達維亞等処商会電懇訂定国籍法律並設立領事以保華僑請查核見復由」 档案番号02-21-015-03-024

35) 許小青「晚清国人的民族国家認同及其困境——以国籍問題為中心」『華僑華人歴史研究』2003年第2期。「清季国籍問題與民族国家身份認同」『天津社会科学』2003年第5期。「晚清改籍問題的社會史考察」『浙江學刊』2003年第6期を参照。

36) 「修訂国籍条例事應由法律館主稿由」 档案番号02-21-015-04-007

意を示した。彼は「今月修訂法律大臣が提出した報告書には、国籍条例を既に作成し、各国の法律や入籍法異同考などを翻訳したと書いてある。完成するまでまだ時間がかかると思うが、万が一、オランダが新しい法律を定めて期限を決めて施行したら華僑らは抗争しても後援になる国力がないので、民衆の感情は団結できなくなるだろう。各部の大臣や在外使節がいろいろと交渉しても、根拠になる法律がなければ勝利への確信はない」と述べ³⁷⁾、オランダ政府が先に法案を施行することに懸念を抱いた。そこで、溥頤は朝廷に「修訂法律大臣に、国籍法を迅速に完成させ、期限も決めて提出させよう」と建言した³⁸⁾。

溥頤の上奏を受けた朝廷は直ちに旨を下し、修訂法律大臣と外務部へ迅速に完成させ上奏するように命令した³⁹⁾。その論旨をうけて、二月十四日（3月5日）に修訂法律大臣は上奏文と国籍条例の草案を外務部へ送り、二月十八日（3月9日）に上奏する予定であることを伝えた。そのうえで、上奏文と国籍条例草案の内容について外務部の意見を伺い、署名を依頼した⁴⁰⁾。こうした修訂法律大臣と外務部の間でのやりとりのなかで、最終草案が決まったと考えられる。

そして3月9日に上奏された草案は軍機処より憲政編查館大臣の奔動のところへ送られ、最終審議が行われた。約20日間の審議を経て、閏二月七日（3月28日）に奔動は、審議された国籍条例を公布しようと上奏した。

上奏文の中では、まず国籍条例の原則について「国にとって民は本であり、民にとって籍は本である。いままでの戸籍は、人数や年齢を確認し、それによって税を徴収し、役を徴発するものに過ぎない。国籍というのは入籍と出籍にかかわって、上からいえば国権の損得と、下からいえば民心の服従と背反に関連している。現在、列国が争って、土地を開き植民を行い、互いに競争する。しかし、中国は人が多いのかまわず遷移し、海外まで耕作している。自他の状況を考え、軽重をわきまえ、人を呼び集めたり帰化させたりすることを優先させるのではなく流失を防ぐことが重要である。これが国籍法の基本である」と述べている⁴¹⁾。つまり、国民の国籍を保有させるのが清朝の国籍条例の主な目的であった。言い換えれば、みだりに他国の国籍へ変更することや、強引に他国の国籍に入籍されることなどを防ぐのが国籍条例の役割であった。これは上述した清朝の官僚らの意見や蘭印華僑の血統主義の要請と一致していた。

修訂法律大臣と外務部が提出した国籍条例の草案について、奔動は、「草案は固有籍、入籍、出籍、復籍という四章に分かれている。折衷主義をとりながら血統主義を重んじ、

37) 「農工商部奏請旨飭下修訂法律大臣將国籍法一門速定請旨頒行由」档案番号02-21-015-04-006。「商部奏和蘭將訂新律令華僑入籍請飭速定国籍法摺」王彥威、王亮編『清季外交史料』3496頁、文海出版社、1964年。

38) 同上

39) 「農工商部奏請速定国籍法一摺著修訂法律大臣會同外務部迅速妥議具奏欽此」档案番号02-21-015-04-008

40) 「会奏国籍条例草案希核定会畫並開例堂銜由」档案番号02-21-015-04-013

41) 「憲政編查館奏為遵旨議覆大清国籍条例摺」沈雲龍編『宣統己酉大政記』第16冊、1264頁、文海出版社、1976年。丁進軍編『清末議行国籍管理条例』『歴史档案』1988年第3期。

筋道が立っていて、取捨が妥当である。施行細則は例年の交渉の状況に基づいたものである。抵触しないために、憲政編查館の館員に逐条審議させたが、内容は適切で実行できる」というように草案の全体を高く評価した⁴²⁾。

そのうえで奔動は修正意見を提示した。「現在、我が国の民法はまだ公布されていないし、領事裁判権は回収されていない。この国籍条例のみなので、簡明でなければならない。そうなるとう包括的で柔軟に対応できる」と述べ、最後に「内容を多少添削し、国籍条例二十四条、施行細則十条に改めた」と説明した⁴³⁾。つまり、清国の法制状況から考えれば国籍条例の内容はあらゆる状況に応じて利用できるものでなければならなかった。

最終的に出来上がった国籍条例の構成は次の通りである。

第一章：固有籍（第一条～第二条）

第二章：入籍（第三条～第十条）

第三章：出籍（第十一条～第十八条）

第四章：復籍（第十九条～第二十三条）

第五章：附条（第二十四条）

大清国籍条例施行細則：第一条～第十条

修訂法律大臣と外務部は、上奏した草案の内容が史料の関係で不詳であるため、どの部分が添削されたかわからなかった。しかし、己酉二月（1909年3月）に発行された『東方雑誌』の中で『中国国籍法草案』の全文が掲載された。全文は28か条で、章節に分けられていなかった⁴⁴⁾。草案全文の後ろに以下の説明文が記されている。「この草案は修訂法律館がまだ上奏していないものである。オランダ国は最近華僑を国籍に編入させる予定である。ジャワやスラバヤの商会は集会しそれに抵抗していた。また清国へ電報を送って国籍法を速定しようと請願した。そこで華僑らを慰めるためにこの草案を掲載する」と書かれている⁴⁵⁾。

既述の通り、奔動は上奏文の中で、修訂法律大臣と外務部が提出した草案について「固有籍、入籍、出籍、復籍という四章に分かれている」と述べた。つまり、3月5日に修訂法律大臣が外務部に提出した草案は、全文が28か条で、章節に分けられていなかった可能性が高い。この28か条の構成内容は基本的に明治32年（1899年）に公布された日本の国籍法の条文とほぼ同じであった。それは何等かの理由で外に流され、新聞紙に掲載されたと考えられる。一方、外務部は与えられた短い時間の中で、少なくともその草案の形式を改めて、章分けにしたと推測できる。

宣統元年閏二月七日（1909年3月28日）の奔動の上奏は同日に批准された。こうして、「大清国籍条例」が公布されるようになった。

42) 同上

43) 同上

44) 『東方雑誌』第二期（己酉二月）

45) 同上

四. 志田鉦太郎の「制定国籍法意見書」

上述したように国籍条例の制定の当初から各国の国籍法が翻訳された。具体的には次のようなものである。『英国国籍法』（イギリス）、『美国国籍法』（アメリカ）、『徳意志国籍法』（ドイツ）、『法国民律』（フランス）、『意大利国籍律』（イタリア）、『俄国法律類集第九冊民法』（ロシア）、『日本国籍法（明治三十二年法律）』、『葡萄牙民法』（ポルトガル）、『和蘭国国籍律』（オランダ）、『西班牙民法』（スペイン）。各国の国籍法のほかに、国籍に関する専門書籍も翻訳された。たとえばフランス人の『各国入籍法異同考』、日本人立作太郎の『比較帰化法』が翻訳された⁴⁶⁾。

翻訳のほかに、国籍条例の制定過程において、日本人専門家の意見を取り入れたことに注目したい。新政期間において清朝政府は日本の法律専門家を数名招聘した。1906年9月、東京帝国大学法科教授岡田朝太郎（法学博士）を北京法律学堂の教習兼修訂法律館の調査員として招いた。10月に、東京控訴院部長判事の松岡義正（法学士）を北京法律学堂の教習として雇用した。1908年4月、司法省監獄事務官の小川滋次郎（法学博士）を北京法律学堂の監獄学教習として、岐阜県典獄の中村襄を副教習として招いた。同年10月、東京帝国大学法科教授志田鉦太郎（法学博士）を北京法律学堂の教習兼修訂法律館の調査員として招聘した⁴⁷⁾。

商法専門家の志田鉦太郎が中国の最初の商法である「大清商律草案」の編纂に参加し、重要な役割を果たしたことはこれまでの研究によって明らかになっているが、彼が国籍条例の制定に参与し、「国籍法綱要」と「制定国籍法意見書」を書いたことについてはほとんど知られていない⁴⁸⁾。この二つの文章の書かれた時期は不詳であるが、恐らく志田鉦太郎の着任した1908年の年末頃だと推測できる。「国籍法綱要」は国籍の意味と国籍法制定の要点を概説したものである。「制定国籍法意見書」は恐らく「大清国籍条例」の制定のために書いた提案書である。

意見書の最初には「国家の基礎は臣民と領土である。対外に国権を主張する場合、まず内と外の人を区別し、本国と外国との境界を明確にしなければならない」と述べ、そこで「今中国は国籍法を定めるべきである」と主張した⁴⁹⁾。具体的に国籍法の制定については

46) (中国) 首都図書館蔵『各国国籍法類輯』修訂法律館刷印（出版年不詳）

47) 「清国官庁雇聘本邦人」『外国官庁ニ於テ本邦人雇聘関係雑件・清国ノ部』外務省外交史料館所蔵 3-8-4-16-2

48) 志田鉦太郎と「大清商律草案」の関係については以下の研究を参照。島田正郎「清末における民・商律草案の編纂について—本学諸先学の業績を偲んで—」『法律論叢』第34巻、第6号、1961年。孔穎「晚清中央政府の法制官董康の日本監獄視察について」『或問』第18号、2010年。一方、国籍条例の制定との関係について、曾特の「中日国籍之衝突」、『民族雑誌』第5巻、第2期、1937年のほかにほとんど見当たらない。志田の「国籍法綱要」と「制定国籍法意見書」はそれぞれ朱献文と汪有齡によって翻訳され、注46の『各国国籍法類輯』の付録に収録されている。

49) 志田鉦太郎選、汪有齡訳「制定国籍法意見書」（中国）首都図書館蔵『各国国籍法類輯』修訂法律館刷印（出版年不詳）

次のように提案した。まず国籍法の形式として憲法と民法とは別に国籍法という特別な法律を作るべきである。憲法は国家の組織を規定するもので、民法は個人の権利を中心とするもので、臣民の資格を規定する国籍法はその両者のいずれにも該当しないからである。そして、国籍法は三つの原則、つまり、無国籍人の出現防止、多重国籍人の出現防止、国籍の自由変更という原則を遵守するべきである。しかし、中国の特殊な家庭制度や政策がこれらの原則と抵触する場合、例外規定をさだめるべきである。

また、国籍の取得規定については、血統主義は家庭制度と一致し、原則上採用するべきである。しかし、父母のことを知らない棄児など場合は、属地主義に従うべきである。ゆえに正確に言えば折衷主義、すなわち血統主義を原則とし属地主義を補則とするべきである。国籍の喪失について、臣民の行動が国益と抵触する場合は、その国籍を剥奪するべきである。

最後に、国籍法に復籍の方法などが含まれる付属規定を設けるべきである。

1909年3月28日に公布された「大清国籍条例」の内容から見れば「国籍の喪失について、臣民の行動が国益と抵触する場合は、その国籍を剥奪するべきである」という一条以外、ほとんどが意見書の内容に従ったものである。

志田の意見書と日本の国籍法に基づき、修訂法律館から派遣した7名の館員と、外務部から派遣した人員は共同で約半年をかけて「大清国籍条例」の草案を完成させたと思われる。

五. 「大清国籍条例」の施行と日本

上述したように国籍条例の制定の背景に「假冒籍民」の問題があった。閩浙総督松壽の上奏をうけて皇帝が国籍条例を制定する最初の旨を下した。「假冒籍民」を防ぐために「大清国籍条例」の中でいくつかの規定が定められている。

第3章「出籍」の第11条に中国人は外国籍へ変更する際、先に出籍の手続きをしなければならぬと規定されている。同第18条に出籍申請者は本籍の地方官に申し込み、また地方の長官より民政部に出籍の批准を申請する。外国にいる者は、領事に申請し、また領事より出使大臣に申し込むか、あるいは出使大臣より民政部へ申請する。批准される日より出籍となる。申請をしない場合、いかなる状況下にかかわらず中国の国籍となると記されている。

そして「国籍条例施行細則」が出籍の手続きについて詳しく規定している。第1条によると、本条例が公布される以前、出籍の批准をもらわずに外国籍に入籍した人は、外国に居住している場合、今後中国に来るとき最初の到着港で居住国の領事に入籍のことを明示する。領事より地方官に照会し、入籍日を声明する。それが出籍の証明となる。第2条によると、もし本条例が公布される以前、出籍の批准をもらわずに外国籍に入籍した人は、中国の開港口の租界に居住している場合、一年以内に中国の地方官と外国の領事に照会し、入籍日を声明する。それが出籍の証明となる。第3条によると、第1条と第2条の規定通りに出籍証明をしない者は、もし中国に居住して商売をしたり不動産の購買か相続をし、

また中国人のすべての特有の利益を享受する場合、中国国籍と見なされる⁵⁰⁾。

従来の假冒籍民の問題を摘発し解決するために、宣統三年二月二十七日（1911年3月27日）、福建交渉使司呉錡から駐厦門領事の菊池義郎に長い照会文が送られた。照会文には、まず、「大清国籍条例」中の出籍についての規定を述べ、条例に設けられた一年間の期限が過ぎていたため、厦門の菊池領事に下記の二点を依頼した。

一点目は福州と厦門に居住している台湾籍に入籍した籍民に知らせ、国籍条例の規定に従って中国の地方官に届出を行うことを通告する件、二点目は現在福州と厦門にいる籍民の人数および台湾籍への入籍年月日という情報を提供してほしいという依頼であった⁵¹⁾。

このとき厦門領事の菊池義郎は帰国していたため、その代理の矢野正雄が4月12日に呉錡へ次のような返信をした。「当地方在留ノ台湾籍民ハ下ノ関講和条約第五条ニ据リ我国籍ヲ取得シタル者ニシテ国籍法ニ準据シタル者ニ非ラス又当地ニ於テ任意ニ入籍シタルモノニ無之其数ニ至テハ当地ト台湾トハ一衣帯水シテ人民ノ往来頻繁ヲ極メ日々変動有之本日查知スル所ノ現在数ハ必シモ明白ノ数ト難至候」との内容であった⁵²⁾。つまり、呉錡が依頼した二点とも断られたのである。その理由としては、まず福州と厦門にいる在留籍民は下関条約第五条に則して日本籍をとったので、中国の国籍条例に従う者ではない。そして、福州と厦門に在留する籍民は台湾との間で行き来しており、その数は日々かわるので、正確の人数を教えられないとの説明であった。ここでは矢野は「假冒籍民」の存在を否認したのである。

また、清国側の依頼に関して、4月17日に駐福州領事の高洲太助が外務大臣小村寿太郎に照会した。彼は菊池の見解と同じで、基本的に「假冒籍民」の存在を否定しようとした。つまり台湾籍民といえば、下関条約第五条に則して日本籍をとった人で、それは領土分割の結果で、普通の改籍と異なり、中国の国籍条例の施行対象ではないと主張した。もし清国官僚が解釈した「台湾籍民」の概念、すなわちを「假冒籍民」の存在を認めた場合「将来該国国籍条例施行細則ノ実施ニヨリテ帝国又ハ帝国臣民ノ利権ト抵触スベキ点多キハ無論特ニ台湾籍民ノ多キ当地方ニ在リテハ将来種々ノ難問題ヲ惹起シ清国地方官トノ間ニ屢々紛争ヲ生スル」ことを心配していた。しかし、福州港にいる台湾籍民の数を通告する依頼に関しては反対しなかった。「今回ニ限り当地在留ノ台湾籍民ノ現在数ヲ通牒シ其入籍ノ年月日ニ至ツテハ概括的ニ台湾領有ノ当時入籍シタルモノトシテ先方ニ通牒スレバ台湾籍民ト清国人トノ分界ヲ明カニシ自然台湾籍民ノ取締ノ上ニ於テ好都合カトモ存候得共他港ノ取扱ヒ振りモ有之単ニ当港ノミ問題ニモ無之候」と述べた⁵³⁾。彼は台湾籍民の人数を通

50) 「憲政編查館奏為遵旨議覆大清国籍条例摺」沈雲龍編『宣統己酉大政記』第16冊、1264頁、文海出版社、1976年。丁進軍編「清末議行国籍管理条例」『歴史档案』1988年第3期。

51) 「清国々籍条例施行ニ関シ福建交渉使ヨリ交渉ノ件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵 3-9-5-7

52) 同上

53) 「清国々籍条例施行細則ノ実施ニ就キ清国官憲ヨリ照会ノ儀ニ関シ請訓ノ件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵 3-9-5-7

告することが可能であると述べ、その入籍年月日をすべて日本の台湾領有の時期にしたいとの意向を示した。

高洲の意見に対して、小村外務大臣は7月5日の返事の中で在留籍民の人数と入籍年月日を清国側に知らせることは妥当ではなく、台湾籍民の取り締まりについて日本政府は検討し、適切な方法を取ることを福建交渉使司に説明するように、と回訓した⁵⁴⁾。そこで外務大臣の指示をうけて高洲は呉錡と面会を行った。その際、肝心な依頼の件をさけて呉錡に質問を投げた。大清国籍条例施行細則の第2条に規定された1年間の期限がすでに経過したが、いま手続きをしても有効であろうか、また、今後何年間に限り手続きをすれば認可されるか、というように清国国籍条例の有効性について疑いを示したのである。呉錡は清国官僚が融通の利いた対応をし一年を経過しても手続きを履行すれば認可でき、今後当分の間この方法を採用するだろうと答えた⁵⁵⁾。

8月12日に高洲は改めて呉錡に照会文を送り、依頼された件について回答した。まず1点目の依頼について「台湾籍民カ其ノ帝国臣民籍ヲ取得スルニ至リタルハ帝国カ馬関条約第五條国籍選択約款ノ規定ニ基キ条約上ノ権利ヲ行使セル結果ナルコト」と説明し、こういった台湾籍民に対して清国国籍条例施行細則を適用することは「到底帝国政府ニ於テ承認シ難キ次第」と述べた。そして籍民人数と入籍年月日などの情報を清国側へ「供スル能ハサル次第」と書いた⁵⁶⁾。結局、外務省の指示に従って廈門の領事と同じように福州の領事も清国地方官僚の依頼を断ったのである。

高洲の断りの照会文を受けとった呉錡は、8月17日に駐福州副領事の土谷久米蔵へ照会文を送り、清国政府の意思を改めて確認した。要するに依頼した件に関わる籍民というのは、下関条約に則する台湾島の住民を指すものではなく、福建人や台湾で商売をする清国商人を指す。彼らは自ら日本国籍に入籍し清国国籍条例の定める手続きを履行していない。彼らは台湾本籍の人と同視できない。こういった仮冒籍民の摘発のために人数や入籍年月日などを通知してほしいのである。「台湾島住民は条約に従って既に日本臣民となった。その入籍年月日を調べる必要はないだろう」というように怒りを示しながら、土谷副領事に再度依頼をした⁵⁷⁾。

呉錡の再度の依頼について土谷副領事は臨時外務大臣の林董に次のように述べた。

当地在留ノ所謂台湾籍民ノ大多数ハ其実情ニ於テ先方ノ主張スルカ如キ清国臣民ニシテ領台以後台湾滞在中本國政府ノ許可ヲ受ケス全ク自己ノ志望ニ因リ日本籍ヲ取得シタル者若シクハ不正手段ニ依リ日本籍ヲ假冒シタルモノナルコトハ自認セサルコトヲ得

54) 「清国々籍条例ノ施行ニ関シ福建交渉使司ヨリ照会ノ件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵 3-9-5-7

55) 「清国々籍条例ノ施行ト台湾籍民ニ関スル件」『清国々籍法並清国人ノ外国帰化関係雑件』外務省外交史料館所蔵 3-9-5-7

56) 同上

57) 同上

スト雖モ原則トシテ論スレハ台湾割譲当時ニ於ケル住民カ条約上ノ権利ヲ行使セル結果帝国臣民籍ニ編入セラレタルモノナルヘキ筈ナルカ故ニ先方ニ於テ純然タル帰化者若シクハ假冒者ト確認シ其ノ証跡ヲ指摘シ来ラサル以上ハ強テ此点ニ関シ今更論議スルハ不得策ト存候ノミナラス本来清国々籍法發布ニ関シテハ其ノ解釈適用如何ニ依リテハ帝国及帝国臣民ノ利権ト抵触スヘキヲ慮カリ当時北京公使ヲシテ清国政府へ将来抗議方留保セシメラレタル趣⁵⁸⁾

というように「假冒籍民」を認めたものの、最終的に吳錡の照会文に対して「以上何等書面ヲ以テ回答セス機ヲ見テ前頭ノ趣旨ヲ以テ説明スルコト」というように対応したいと考えていた⁵⁹⁾。結局、吳錡の再度の依頼に対して返事をしないことにした。

「大清国籍条例」に規定された限定期間が過ぎても清国政府は「假冒籍民」の摘発を徹底的にしようとしていた。それに対して、在清日本領事はその「假冒籍民」を認めれば将来的に清国政府との交渉が複雑になることを警戒していたため、「假冒籍民」の存在を認めないようにした。結局、清国の依頼に応じないまま、下関条約を根拠にして「假冒籍民」を正当化しようとしたのであった。

小 結

本論では「大清国籍条例」の制定過程を整理した。在外中国人の改籍や国内の「假冒籍民」の取り締まり、そして華僑の国籍の保有などの問題に直面した在外使節と地方官僚より国籍条例を制定する提案が出された。最初外務部は修訂法律大臣に委ねる傾向が見られたが、国籍問題は外交と深く関係を持つと認識した時点から「速定」方針を定めて積極的に取り組んだ。外務部のほかに、修訂法律館、民政部、憲政編查館、在外使節、地方官僚、華僑も条例の制定に参加していた。清朝朝廷は四回にわたって論旨を下し、前後一年半を経て、1909年に公布された血統主義を原則とする「大清国籍条例」は「假冒籍民」の取り締まりや華僑の国籍保有などの問題の解決に法的な根拠を示した。

「大清国籍条例」の制定において、清末新政期間に招聘された志田鉀太郎が参与したことが明らかになった。彼は「制定国籍法意見書」を提出し、その意見書の大部分は「大清国籍条例」の内容に反映され、重要な役割を果たしたといえよう。

本論ではまた、国籍条例の施行にあたっての日本の在清領事および外務省の対応を明らかにした。「大清国籍条例」に規定された限定期間が過ぎても清国政府は「假冒籍民」の摘発を徹底的にしようとしていた。そこで「假冒籍民」が多発する廈門と福州の日本領事に協力の依頼をした。それに対して、日本側は「假冒籍民」を認めれば将来的に清国政府との交渉が複雑になることを警戒していたため、結局、清朝政府の依頼に応じないようにした。日本領事および外務省は下関条約を根拠にして「假冒籍民」の存在を否認し、それ

58) 同上

59) 同上

を正当化しようとした。「假冒籍民」の摘発は難航したが、日本側に一定の影響を与えた。その後、外務省は駐福州・厦門領事館や台湾総督府と協議しつつ、「假冒籍民」に一定の対処をせざるを得なくなるのである。

一方、オランダ政府は1910年に属地主義を原則とする臣民法を公布した。これによって蘭印華僑は二重国籍を持つことになった。清朝政府は「大清国籍条例」を援用し、蘭印での領事設立を要求した。1911年5月に二重国籍の問題は解決されないまま、領事条約が調印され、清国の駐蘭印領事館の設立が定められた。「大清国籍条例」の制定は主権の維持と華僑の保護に役割を果たしたと言えよう。